

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、学校法人札幌大学特待生規程第10条第2項の規程に基づき、入学後の特待生資格及び支援体制に関して必要な事項を定める。

(努力義務)

第2条 特待生は、本学特待生制度の目的を十分に理解し、常に特待生としての自覚をもって行動する。

2 特待生は、本学の要請に応じて、各種行事及び学事運営等に協力するよう努める。

(資格の要件)

第3条 入学後の特待生資格は、1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上及び通算GPAが2.7以上とする。

2 前項で使用する平均修得単位は、卒業要件科目の修得単位の累計に基づき算出する。また、GPAは、GPA算出対象科目の修得単位の累計に基づき算出する。

3 認定留学及び交換留学期間中は、前項による資格要件の判断を行わない。

(支援体制)

第4条 アドバイザーは、セメスター毎に、年間30単位以上の単位修得をめざすように、指導を行う。

(資格の中断)

第5条 2期連続したセメスターで、第3条第1項に定める資格の要件を満たさないとき、学長は特待生の資格を中断する。

(資格の復活)

第6条 前条により資格を中断された者が、第3条第1項に定める資格の要件を満たしたとき、学長は特待生の資格を復活させることができる。

(資格の喪失)

第7条 前条により資格の復活をした者が、再び第5条に定める資格の中断に該当するときは、特待生の資格を喪失する。

(資格の辞退)

第8条 特待生の資格を辞退するときは、学長に特待生辞退願を提出しなければならない。

(要領の所管)

第9条 この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(要領の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この施行細則は、平成18年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度以前入学生の資格要件は、第3条にかかわらずGPAが学科・学年の上位10%以内で、かつ、1セメスターから当該セメスター終了までのGPA算出対象科目の修得単위를累計して、1セメスター当たりの平均修得単位が15単位以上であることを要件とする。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は第4条、第5条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この施行細則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度以前入学生は、第5条第1項第2号の規定にかかわらず「課外活動特待生 2期連続した Semester で、第3条第1項第2号に定める資格の要件を満たさないとき。」とする。

附 則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和3年12月23日から施行する。